

この通知が届いて今回の制度改正で手続きが必要な方

高校生年代（生年月日が平成18年4月2日～平成21年4月1日まで）・
大学生年代（生年月日が平成14年4月2日～平成18年4月1日まで）
も含め、**表面に記載されている児童以外**のお子さんを養育している

はい

いいえ

そのお子さんは高校生年代である

はい

いいえ

扶養している大学生年代のお子さんを1人目
と数えたとき、3人目以降が高校生以下の
児童となる場合

はい

いいえ

福島市へ額改定請求

手続き不要

手続き不要

※記載されている児童を養育しなくなった場合には、こども政策課までご連絡ください。
※施設等に入所中の児童や里親へ委託中の児童の分は、施設等が受給資格者（請求者）となります。
※貴方様が令和6年9月末日までに福島市から転出される場合には、転出先の市町村で請求してください。

提出いただいた請求書につきましては、
改正法の施行後10月より審査を開始いたします。
決定通知は概ね11月下旬となる予定です。

福島市こども政策課子育て給付係

〒960-8002 福島市森合町10-1 保健福祉センター2階
☎024-597-7906 / 024-572-7103